

## 岡山市介護保険居宅介護住宅改修費等の支給に係る受領委任払実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第45条に規定する居宅介護住宅改修費の支給及び法第57条に規定する介護予防住宅改修費の支給（以下「住宅改修費の支給」という。）について、被保険者の委任により直接、当該住宅改修工事を行う者に支払うこと（以下「受領委任払」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象被保険者)

第2条 受領委任払の対象となる被保険者は次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 法第66条第1項又は第2項に規定する支払方法の変更の記載を受けていない者
- (2) 法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載を受けていない者

(受領委任払の申請)

第3条 受領委任払を利用しようとする被保険者は、住宅改修が完了した後に、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第75条第1項第5号から第7号まで又は規則第94条第1項第5号から第7号までに規定する申請書類に介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給の受領委任払申請書兼委任状（様式第1号。以下「委任状等」という。）を添えて、市長に提出するものとする。

2 前項の場合において、規則第75条第1項第6号及び規則第94条第1項第6号の書類は、住宅改修に要した費用のうち、被保険者が負担すべき費用に係る領収証とする。

(受領委任払の利用決定)

第4条 市長は、申請があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、被保険者及び委任状等で住宅改修費の支給の受領に関する権限を委任された事業者等（以下「委任事業者等」という。）に所定の通知書により通知するものとする。

(受領委任払額の支払等)

第5条 委任事業者等は、被保険者が支払うべき当該住宅改修に要した費用について、被保険者に介護保険から支給される住宅改修費の支給額を限度として、被保険者に代わり支給

を受けることができる。

2 前項の規定による住宅改修費の支給があったときは、被保険者に対し住宅改修費の支給があったものとみなす。

(虚偽の申請)

第6条 市長は、虚偽の申請又は法に定める以外の行為、勧誘等が行われた場合には、第4条の規定により行った利用決定を取り消すことができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和6年5月27日から施行し、令和6年8月1日以降に申請のあった居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請及び工事完工及び給付金請求申請に係る支給について適用する。

(様式第1号)

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給の  
受領委任払申請書兼委任状

岡山市長 様

住宅改修費の支給について、「岡山市介護保険居宅介護住宅改修費等の支給に係る受領委任払実施要綱」に従い、住宅改修費の支給について、受領委任払の承認を受けたいので申請します。

また、住宅改修費の支給の受領に関する権限を下欄の事業者委任します。

年 月 日

申請者(兼)委任者

(被保険者) 被保険者番号.....

住 所.....

氏 名.....<sup>㊟</sup>

※署名する場合は押印不要

[承認の要件]

- ・介護保険法第66条第1項又は第2項に規定する支払方法の変更の記載を受けていない方
- ・介護保険法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載を受けていない方

被保険者からの委任事業者の同意書

住宅改修費の支給について、「岡山市介護保険居宅介護住宅改修費等の支給に係る受領委任払実施要綱」を遵守することを誓約し、被保険者に便宜を図るとともに、この制度を利用することに同意します。また、これに基づく給付金の受領に関して被保険者から委任を受けることに同意します。

年 月 日

受任者(事業者) 住 所.....

事業者名.....

代表者名.....<sup>㊟</sup>

電話番号.....

※代表者が手書きしない場合は、記名押印してください。